

阿賀野市監査委員告示第4号

阿賀野市職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第242条第1項の規定により令和6年6月17日付けで提出された阿賀野市職員措置請求（阿監第29号）について、同条第5項の規定により監査を行ったので、同項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和6年8月15日

阿賀野市監査委員 照 田 伸 宏

阿賀野市監査委員 村 上 清 彦

第1 阿賀野市職員措置請求(以下「本件請求」という。)

[1] 請求人

阿賀野市若葉町4番19号
天野市榮

[2] 阿賀野市職員措置請求の提出

請求人は、令和6年6月17日、阿賀野市監査委員に対し、本件請求を行った。

[3] 請求の内容

請求人から提出された措置請求書によると、請求の要旨は、次のとおりである（原文のまま掲載）。

1 請求の要旨

(1) 請求の内容

請求人は市のホームページで公開されている市長交際費の支出状況（平成28年8月から公開）から、弔慰（香典・供花）に係る支出に関する情報公開請求を行った結果、違法若しくは不当な公金支出が認められたことから、これらを是正するための必要な措置を講ずべきことを請求するものである。

(2) 経緯

請求人は令和5年11月17日付けで前阿賀野市長に対して、市のホームページで公開されている市長交際費の支出状況から、令和5年2月から同年10月までの間に支出された弔慰（香典・供花）について、情報公開請求を行った。

請求人は令和5年11月30日付けで情報部分公開決定通知書並びに請求人が請求した情報名（公職者ごとに香典に係る支払証明書と供花に係る経費執行伺兼支出命令書）の写しの交付を受けた（別紙1）。しかし、支払証明書には死去した公職者及び喪主の氏名が開示であった。また、経費執行伺兼支出命令書にも死去した公職者の氏名が開示となっていた。

請求人は令和6年5月17日付けで現阿賀野市長に対して、市のホームページで公開されている市長交際費の支出状況から、令和5年11月から令和6年4月までの間に支出された弔慰（香典・供花）について、情報公開請求を行った。

請求人は令和6年5月22日付けで情報部分公開決定通知書並びに請求人が請求した情報名（公職者ごとに香典に係る支払証明書と供花に係る経費執行伺兼支出命令書）の写しの交付を受けた（別紙2）。しかし、支払証明書には死去した公職者及び喪主の氏名が開示であった。また、経費執行伺兼支出命令書にも死去した公職者の氏名が開示となっていた。

請求人は、上記2回の情報部分公開決定通知書により示された、前市長在任中に執行された弔慰に係る支出9件中、支出から1年を経過していない7件を抽出して一覧表を作成した（別紙3）。

(3) 違法若しくは不当な公金支出と措置請求の内容

ア はじめに

別紙3に記載された弔慰（香典・供花）7件の支出について、死去した公職者の葬儀への出席者を調べると、下記のとおり前市長自らが出席した葬儀であったことは確認されていない。

- ① 香典に係る支払証明書を見る限りにおいては、補助機関である職員（市長政策・市民協働課長）が出席したことになっている。阿賀野市では副市長を置いていないことから、市長の職務を代理できる権限のある上席の職員は、「阿賀野市長の職務を代理できる職員の順序を定める規則」（平成16年4月1日、規則第9号）により、第1順位は総務部長、第2順位は民生部長、第3順位は産業建設部長であるが、上記の上席職員が前市長に代わって代理出席したことも確認されていない。
- ② 市議会定例会開催の都度、市議会に提出されている市長の公務実績「会議・行事等出席報告書」（別紙4）を見る限りにおいても、市長自らが葬儀に出席したことは確認されていない。
- ③ 請求人は別紙3の整理番号1に記載の元阿賀野市議会議員の葬儀（通夜）に出席したが、前市長の出席は確認できなかった。ただし、前市長の弔電は会場において朗読された。

また、阿賀野市弔慰規程（内規）によれば、供花は現物で提供することになっているが、なかには供花代として喪主に現金を渡していると思われる事例がある。（別紙3、整理番号5番）。

香典の手交や供花の提供（展示）は通常、葬儀会場で行われるのが通例であるが、本件7件の支出について、果たして通例どおりに行われているのか、貴職において実態を調査して頂きたいと考えている。

イ 違法若しくは不当な公金支出について

市のホームページ上で公表された弔慰の支出状況を見る限りにおいては、市を代表して前市長自らが葬儀に参列したかのような外観を呈しているが、情報公開請求で得られた情報や市議会に提出されている前市長の公務実績「会議・行事等出席報告書」などを見る限りにおいては、前市長は葬儀（通常は通夜）に参列しないで香典だけは職員を通じて喪主に届けさせている疑いがある。（併せて当該職員が葬儀に代理出席しているかどうかは不明）。

阿賀野市長交際費の支出及び公表に関する要綱（以下、「要綱」という。）第1条（趣旨）には、「この告示は、公正で透明な市政を推進し、市民の市政に対する理解と信頼を深めるため、市長の市長交際費（以下「市長交際費」という。）の支出及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。」とある。

請求人は平成28年9月16日付けで市長交際費等に係る住民監査請求を行い、当該請求に対する監査結果が同年11月15日付けで公表された（別紙5）。監査結果は「棄却」であったが、最後に監査委員の意見として、「しかし、（市長交際

費の支出により)各種団体との友好や信頼関係を維持増進することの重要性は、住民の福祉を向上させる観点から今後も変わらないとしても、そのために何よりも重要なことは、市長が総会等へ列席することである。とあり、要綱に定める市長交際費の趣旨を達成するには、市長自らが行事・会議等に出席することの重要性を強調している。

弔慰に係る7件の支出は、上記のとおり要綱第1条に定める「公正で透明な市政を推進し、市民の市政に対する理解と信頼を深めた」とは言い難く、市長の交際事務には該当しない不当な公金支出にあたる。

加えて、公職選挙法(第199条の2)では公職にある者(候補者を含む。)の寄附は禁止されており、自ら葬儀に出席しその場においてする香典を除き罰則の対象となる(第249条の2)。このように前市長自身が出席しない葬儀に関して香典を支出したことは、公職選挙法にも違反し、違法な公金支出にあたる。

請求人は平成20年4月から平成24年4月までの4年間、阿賀野市長に在任していたが、就任当時、秘書担当職員(総務課秘書係長)から、市長交際費から支出される香典に関して、公職選挙法上、市長自らが葬儀に出席する必要があるとの説明を受け、請求人は在任中、当該職員から預かった香典を持って自ら葬儀に参列し喪主に渡していた。

上記理由により、前市長が参列しない葬儀に職員を通じて喪主に渡した香典や供花の提供は、全てが違法・不当な公金支出であり、市の会計に返還せよとの措置を求める。

なお、香典の支払行使者(決裁権者)は、職制上、市長政策・市民協働課長であるが、当該職員だけに責任を負わせるのは適当ではない。請求人が市長だった頃の経験と照らし合わせれば、葬儀に参列するかどうかの判断は市長にあり、市長が葬儀に参列しない場合の対応については、前市長から何らかの指示があったものとするのが相当である。

[4] 請求を証する書面

請求に際し、添付された書面は次のものである。(掲載は省略)

- (別紙1) 情報部分公開決定通知書(令和5年11月30日付け)並びに交付された情報の写し(支払証明書、経費執行伺兼支出命令書)
- (別紙2) 情報部分公開決定通知書(令和6年5月22日付け)並びに交付された情報の写し(支払証明書、経費執行伺兼支出命令書)
- (別紙3) 市長交際費(弔慰)の支出に関する情報一覧(令和6年6月12日請求人作成)
- (別紙4) 市議会令和5年12月定例会及び令和6年3月定例会に提出された前市長の公務実績「会議・行事等出席報告書」
- (別紙5) 請求人が平成28年9月16日付けで行った市長交際費等に係る住民監査請求に対する監査結果(同年11月15日付けで公表)

[5] 請求の受理

1. 請求人の資格について

地方自治法(以下「法」という。)第242条第1項において住民監査請求を行うことができる請求人は、当該普通地方公共団体の住民と規定されている。

本件請求人は住民監査請求の資格を有している。

2. 措置請求の対象について

法第242条第1項の規定により、措置請求の対象は当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員とされており、本件請求は阿賀野市長及び市長政策・市民協働課長に対して措置を請求している。

3. 請求期間について

住民監査請求における期間は、法第242条第2項の規定により財務会計上の行為を対象とする場合は、原則として行為のあった日または終わった日から1年以内とされており、本件請求は、期間内の請求と認められる。

4. 要件審査及び請求の受理

本件請求は違法・不当とする事実の主張又は理由の摘示が書面による形式審査では判断できない部分があったものの、その他の部分に係る請求については法第242条の要件を具備しているものと認め、令和6年6月26日にこれを受理した。

第2 監査の実施

本件請求に係る監査は、対象を次項の[1]に明記するものに限定して行った。

[1] 監査対象事項

市長が参列しない葬儀に職員を通じて喪主に渡した香典や供花7件の支出(以下「本件支出」という。)が、違法または不当な公金の支出に該当するか否かを監査対象事項とした。

[2] 当事者からの事情聴取等

1. 請求人の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して、令和6年7月9日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人の陳述内容は、概ね第1[3]に記載のとおりであった。陳述に際し、請求人から提出添付書類(別紙3)の差し替えと新たな書面の提出が1件あった。追加書面は次のものである。

- ・阿賀野市議会事務局からの元市議会議員葬儀日程等の案内

2. 監査対象部局の陳述

本件について、総務部市長政策・市民協働課を監査対象とした。

対象部局から令和6年7月18日に弁明書及び資料等の提出があったため、陳述の機会をこれに替えた。

弁明の要旨は、次のとおりである。(原文のまま掲載)。

第1 弁明の趣旨

本件請求を棄却する
との決定を求める。

第2 「阿賀野市長及び市長政策・市民協働課長に対する措置請求(阿監第29号)」 (以下「本件請求書」という。)記載事実・主張についての認否・反論

本件請求書記載の事実・主張について次のとおり認否・反論する。

1 「1 請求の要旨」について

(1) 「(1) 請求の内容」の項
争う。

【市の主張】

請求人は、市長交際費の支出のうち弔慰(香典・供花)に係る支出に、違法若しくは不当な公金支出が認められると主張する。

しかしながら、請求人の指摘する弔慰(香典・供花)に係る支出については、後述のとおりいずれも適法かつ正当な支出であり、請求人の主張は理由がないから、請求人の請求は棄却されるべきである。

(2) 「(2) 経緯」の項

第1段落ないし第5段落は、認める。

別紙3は、否認ないし争う。なお、別紙3の内容について後述する。

(3) 「(3) 違法若しくは不当な公金支出と措置請求の内容」について

ア 「ア はじめに」の項(請求人の主張する事実関係についての認否)

(ア) 第1段落は、争う。

【市の主張】

請求人は、別紙3に記載された弔慰(香典・供花)7件の支出について前市長自らが出席した葬儀であったことは確認されないと主張する。

しかしながら、別紙3の整理番号1及び2は市長が、整理番号3及び4は総務部長が、整理番号5は民生部長が、整理番号6及び7は市長政策・市民協働課長がそれぞれ出席したものである(整理番号6及び7のみ、請求人の主張のとおりである。)(資料1、2)。

また、請求人は、別紙3の整理番号6について、香典の支払日欄及び供花の支払日欄にそれぞれ「令和6年3月3日」と記載し、備考欄で「ホームページでは供花の支出日は3/4」と記載しているが、ホームページ上で公開し

ている「市長交際費支出内訳（令和6年3月分）」（資料3）には、3月3日の支出には「元笹神村議会議員逝去に伴う御花代」と記載され、3月4日の支出には「元笹神村議会議員逝去に伴う香典」と記載されており（別紙2の⑥の経費執行伺兼支出命令票及び支払証明書もこれと整合している。）、請求人は事実を誤認している。

（イ）第2段落（①）は、否認ないし争う。

【市の主張】

請求人は、「香典に係る支払証明書を見る限りにおいては、補助機関である職員（市長政策・市民協働課長）が出席したことになっている。」と主張する。

しかしながら、市長政策・市民協働課の支払証明書の運用では、市長が交際費上必要と判断したときに、市長政策・市民協働課が保管している現金から市長交際費を支払うため、「支払行使者（出席者等）」欄には、収支命令職員の職・氏名を記載することになっており、同欄に記載されている者が実際の出席者であるものではない。

実際の出席者については、別途、年度毎に「市長交際費」と題するエクセルの集計表を作成しており、この集計表で管理を行っている（資料1、2）。

（ウ）第3段落（②）は、否認ないし争う。

【市の主張】

請求人は、「市議会定例会開催の都度、市議会に提出されている市長の公務実績「会議・行事等出席報告書」（別紙4）を見る限りにおいても、市長自らが葬儀に出席したことは確認されていない。」と主張する。

しかしながら、「会議・行事等出席報告書」は、市長の動静の全てを記載するものでなく、主な会議、行事等への出席状況が記載されているものである。

この点については、請求人が阿賀野市長在任中の平成20年4月25日から平成24年4月24日まで同様であり、その後も変わっていない。同期間の「会議・行事等出席報告書」にも、市長が出席した通夜や葬儀の報告はない（資料5の1～16）。

したがって、「会議・行事等出席報告書」に記載がないことが、市長自らが出席しなかったことを裏付けるものではない。

（エ）第4段落（③）は、否認ないし争う。

【市の主張】

請求人は、別紙3の整理番号1の葬儀（通夜）に請求人自身が出席した際、「前市長の出席は確認できなかった。」と主張する。

しかしながら、請求人は一般参列者として出席したものと考えられるが、葬儀関係者として芳名帳などの記録を確認しない限り、出席の有無の断定など不可能であり、請求人がたまたま確認できなかったことが、前市長が

当該葬儀等に出席しなかったことの裏付けにはならない。

(オ) 第5段落は、供花代として喪主に現金を渡している事例（別紙3の整理番号5）があることは認める。

その余は、否認ないし争う。

【市の主張】

請求人は、「阿賀野市弔慰規程（内規）によれば、供花は現物で提供することになっている」と主張する。

しかしながら、阿賀野市弔慰規程（内規）（資料4。以下「本件内規」という。）第2条は、「弔慰金の額については、別表第1のとおりとする。」と規定し、別表第1には、「現職」の「市長」、「副市長、教育長」、「市議会議員」、「委員会委員等」、「元職」の「市長（合併前の首長を含む。）」、「副市長、助役、収入役、教育長（合併前の当該職を含む。）」、「市議会議員（在職12年以上の者とする。合併前の町村議会議員を含む。）」の各備考欄に「弔花1基」と規定されているにすぎず、原告の主張する「供花は現物で提供する」との規定はない。

供花についての実際の運用としては、通夜・葬儀会場に20000円相当の生花に「阿賀野市」の名札を付して献呈することが多いが、通夜・葬儀以外の日に弔問する際など、供花の献呈ができない場合、他の対象者との公平性の観点から、本件内規別表第1に規定される金額の香典の他に、弔花1基分に相当する御花代20000円を渡し、市の弔意を表することとしている。

なお、整理番号7は、遺族から供花又は御花代は不要である旨申し出があったため、香典のみとした。

(カ) 第6段落は、否認ないし争う。

【市の主張】

請求人は、「香典の手交や供花の提供（展示）は通常、葬儀会場で行われるのが通例である」と主張する。

しかしながら、現在は通夜や葬儀について専門の葬儀場が使用されることが多いものの、自宅やその他の会場で行われることもあり、請求人の主張が通例となっているとまではいえない。

また、弔問は必ず葬儀会場で行われなければならないということもない。事情によって、自宅等へ弔問に行くこともある。

なお、別紙3に記載の7件の弔慰金の支出の実態（会場）は、次のとおりである。

別紙3の整理番号	弔問先 (会場)	資料 (注文書)
1	セレモニーホール水原	6の1

2	市民ホールあがの	6の2
3	J A葬祭みなみ会館	6の3
4	市民ホールあがの	6の4
5	自宅	—
6	J A葬祭みなみ会館	6の5
7	アークベル水原	—

イ 「イ 違法若しくは不当な公金支出について」の項（請求人の主張に対する反論）

(ア) 請求人の主張

請求人は、市のホームページ上で公表された弔慰の支出状況を見る限りにおいて、市を代表して前市長自らが葬儀に出席したかのような外観を呈しているが、情報公開請求で得られた情報等を見る限りにおいては、前市長は葬儀等に参列しないで香典だけは職員を通じて喪主に届けさせている疑いがあり（第1段落）、前市長が参列していない葬儀に職員を通じて喪主に渡した香典や供花の提供は、全てが違法・不当な公金支出であると主張する（第7段落）。

そして、違法・不当である根拠として次の a・b の2点を挙げている。

a 阿賀野市長交際費の支出及び公表に関する要綱第1条の違反

阿賀野市長交際費の支出及び公表に関する要綱第1条（趣旨）には、「この告示は、公正で透明な市政を推進し、市長の市政に関する理解と信頼を深めるため、市長の市長交際費（以下「市長交際費」という。）の支出及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。」とあるところ（第2段落）、平成28年9月16日付け住民監査請求に対する同年11月15日付け監査結果によれば、要綱に定める市長交際費趣旨を達成するためには、市長自らが行事・会議等に出席することの重要性を強調しており（第3段落）、前市長が葬儀に出席しない弔慰に係る7件の支出は、「公正で透明な市政を推進し、市民の市政に対する理解と信頼を深めた」とは言い難く、市長の交際事務に該当しない不当な公金支出である（第4段落）。

b 公職選挙法の違反

公職選挙法（第199条の2）では、公職にある者（候補者を含む。）の寄附は禁止されており、自ら葬儀に出席しその場においてする香典を除き罰則の対象となる（第249条の2）から、前市長自身が出席しない葬儀に関して香典を支出したことは、公職選挙法に違反し、違法な公金支出にあたる（第5段落）。

(イ) 市の主張

請求人は、前市長自身が葬儀に出席していない香典・供花の支出7件(以下「本件各支出」という。)は、阿賀野市長交際費の支出及び公表に関する要綱(以下「本件要綱」という。)第1条に反し不当であり、かつ、公職選挙法にも違反し、違法であると主張する。

しかしながら、請求人の主張は以下のとおり理由がない。

a 本件要綱第1条の違反について

(a) 「不当な公金の支出」について

「不当な公金の支出」とは、「支出そのものが不適當な場合、すなわち、額のいかんにかかわらず支出そのものが不適當な場合と、支出そのものは必ずしも不当ではないが、額が不適當な場合の両方を含む」ものと解され、「例えば、理由もなく特定の団体に補助金を支出したり、時価より高い物品等を購入するような場合」が該当するとされる(資料7 p.1045)。

しかしながら、後述(b)のとおり本件各支出は、本件要綱及び阿賀野市弔慰規程(内規)(以下「本件規程」という。)に基づいた支出であり、支出そのものが不適當な場合にも、額が不適當な場合にも、該当しない。

(b) 本件要綱及び本件規程について

市では、平成28年7月15日に本件要綱を定め、市政の発展に尽力のあった関係者に対し弔意を表すため、本件要綱2条において、弔慰の区分を設け(同条3号)、市長交際費から市政関係者等に対する香典、供花等に係る支出ができるものとしている。

本件各支出の対象は元阿賀野市議会議員、元阿賀野市収入役、及び合併前の町村時代の該当職であった者であり、いずれも市政の発展に尽力のあった関係者として本件要綱2条3号に該当する。

またその支出金額については、運用の指針として阿賀野市弔慰規程(内規)(以下「本件弔慰規程」という)を定めており、現職の市長は5万円の弔慰金、及び、弔花1基、現職の副市長、及び、教育長、並びに、市議会議員は3万円の弔慰金、及び、弔花1基、現職の委員会委員は弔慰金1万円とし、元職の市長は3万円の弔慰金、及び、弔花1基、元職の副市長、助役、収入役、及び、教育長、並びに、在職12年以上の市議会議員は1万円の弔慰金及び弔花1基、その他市長が特に必要と認めたものは1万円の弔慰金を支給する旨定めているところ、本件各支出では、いずれも香典1万円及び2万円程度の供花料の支出であり(整理番号7の元笹神村収入役を除く。本件は、供花について遺族が辞退した。)、本件弔慰規程に即した支出であった。

(c) 本件要綱第1条の規定について

本件要綱第1条は、同要綱の趣旨を定めた趣旨規定であって、市長交際費の支出の具体的な内容、方法については、第2条以下に定められている。

そして、本件要綱第2条以下において、請求人が問題視する市長が葬儀に参列しないで香典だけは職員を通じて喪主に届けさせることを禁止する規定はない。

したがって、前市長が自ら葬儀に参列しないで職員を通じて香典を喪主に渡したとしても、本件要綱第1条の趣旨に反することにはならない。

(d) 平成28年9月16日付け住民監査請求に対する同年11月15日付け監査結果について

請求人は、平成28年9月16日付け住民監査請求に対する同年11月15日付け監査結果における「しかし、(市長交際費の支出により)各種団体との友好や信頼関係を維持増進することの重要性は、住民の福祉を向上させる観点から今後も変わらないとしても、そのためには何よりも重要なことは、市長が総会等へ列席することである。」との監査委員の意見を引用し、本件各支出が本件要綱第1条の趣旨に反する旨主張する。

しかしながら、そもそも平成28年9月16日付け住民監査請求は、市長の出席した行事等の公務関連性が問題視されて請求があったものであり、監査結果は、公務関連性がないとの請求人の請求を理由がないとして棄却した。監査委員の意見は、市長の出席した行事等の公務関連性との関係で、市長が各種団体等の総会等へ列席する意義、及びその際に飲食を伴う場合、一定の参加費を支払うことが社会通念上儀礼の範囲と認められるとの趣旨で述べられているものであって、市長が自ら葬儀に参列しないで職員を通じて香典を喪主に渡すことの是非を述べているものではない。

b 公職選挙法の違反について

(a) 本件各支出は公職選挙法で制限される寄附と認められないこと

本件各支出は、地方公共団体である阿賀野市の予算に基づき支出されたものであるところ、一般的に、これが予算に基づいてなされるものであり、また、市を代表して行っているものと認められるものについては、公職選挙法199条の2第2項にいう公職の候補者等を名義人とする寄附とは認められないものと解されている(資料8 p.1578~1579)。

また、この際に氏名を表示することは、公職選挙法199条の3(公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止)の場合と同様その立法趣旨にかんがみ差し控えるのが適当であるとされていることから(資料8 p.1578~1579)、本件各支出では、阿賀野市代表としての市長の氏名を表示せず、団体名である「阿賀野市」とのみ表示している。

したがって、本件各支出は、市長自身が葬儀等に参列し香典を直接喪主に渡さなければならないものではない。

(b) 本件各支出は、社会通念上儀礼の範囲にとどまること

交際費は、地方自治法施行規則15条に基づき同規則の別記で定める歳出予算に係る節の区分の一つであり、対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行のために必要な外部との交際上要する

経費である（資料9）。

この点について、平成18年12月1日最高裁第二小法廷判決（資料10）は、「普通地方公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、当該普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、長又はその他の執行機関が各種団体等の主催する会合に列席するとともにその際に祝金を主催者に交付するなどの交際をすることは、社会通念上の儀礼の範囲にとどまる限り、上記事務に随伴するものとして許容されるというべきである（最高裁昭和38年（オ）第49号同39年7月14日第三小法廷判決・民集18巻6号1133頁、最高裁昭和61年（行ツ）第144号平成元年9月5日第三小法廷判決・裁判集民事157号419頁、最高裁平成14年（行ヒ）第46号同15年3月27日第一小法廷判決・裁判集民事209号335ページ参照）。そして、普通地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていること（法1条の2第1項）などを考慮すると、その交際が特定の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において具体的な目的をもってされるものではなく、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであったからといって、直ちに許されないこととなるものではなく、それが、普通地方公共団体の上記の役割を果たすための相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解するのが相当である。しかしながら、長又はその他の執行機関のする交際は、それが公的存在である普通地方公共団体により行われるものであることにかんがみると、それが、上記のことを目的とすると客観的にみることができず、又は社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものである場合には、当該普通地方公共団体の事務に含まれるとはいえず、その費用を支出することは許されないものというべきである。」と判示している。

本件各支出は、市政関係者に対する香典、及び、供花料の支出であるが、香典の支出自体は、旧自治省の通知において交際費支出の一例として例示されていることから、交際費として当然に認められているものであるといえ、市政関係者に対する香典、供花の支出は、市政の発展に尽力のあった者の逝去を悲しみ、悼むとともに、市政への尽力に対する感謝を示すことによって、交際の相手方との友好、信頼関係の増進に資するものであるといえる。

また、前述a、(b)のとおり、本件各支出は、本件要綱に基づき支出したものであり、金額も本件規程に即したものであった。以上のとおり、本件各支出は、その目的、及び金額に照らして、相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社

会通念上儀礼の範囲にとどまるものである。

(c) 請求人の市長在任中の葬儀への対応について

なお、請求人は、請求人の市長在任時（平成20年4月から平成24年4月まで）、秘書担当職員から市長交際費から支出される香典に関して、公職選挙法上、市長自らが葬儀に出席する必要があるとの説明を受け、当該職員から預かった香典を持って自ら葬儀に参列し喪主に渡していた旨主張する（第6段落）。

しかしながら、請求人が当時どのような説明を受けたのか明らかでないが、請求人が当時葬儀等に出席したか否かは、本件各支出が違法か否かの判断に関係ない。

c 小括

以上のとおり、本件各支出は、本件要綱第1条の趣旨に反する不当な公金支出でも、また、公職選挙法に違反する違法な公金支出でもない。

2 結論

以上のとおり請求人の指摘する弔慰（香典・供花）に係る支出については、いずれも適法かつ正当な支出であり、請求人の主張は理由がないから、請求人の請求は棄却されるべきである。

以上

添付資料（掲載は省略）

- ・ 資料1 令和5年度市長交際費（＊個人情報を含む。）
- ・ 資料2 令和6年度市長交際費（＊個人情報を含む。）
- ・ 資料3 市長交際費支出内訳（令和6年3月分）
- ・ 資料4 阿賀野市弔慰規程（内規）
- ・ 資料5の1～16 会議・行事等出席報告書
- ・ 資料6の1～5 寄贈品注文書
- ・ 資料7 新版逐条地方自治法第9次改訂版
- ・ 資料8 逐条解説公職選挙法改訂版（中）
- ・ 資料9 昭和28年7月1日 自行行発第200号
- ・ 資料10 平成18年12月1日最高裁第二小法廷判決

第3 監査の結果

[1] 事実確認

本件請求について請求内容を調査した結果、次の事実を確認した。

1. 交際費について

「交際費」は地方自治法施行規則第15条第2項に定める予算科目の交際費の節から支出され、地方公共団体の長その他の執行機関が、行政執行のために必要な外

部との交渉上要する経費であると一般的に解されている（行政実例 昭和28年7月1日）。交際費の支出については地方公共団体の長等に一定の裁量があると考えられるが、支出の可否、支出の金額について慎重な検討を要するものであり、「目的を達成するための必要かつ最小の限度を超えて、これを支出してはならない」（地方財政法第4条1項）とされている。

2. 阿賀野市における交際費の執行について

阿賀野市では市長交際費に関して、平成28年8月1日にその支出基準と支出状況の公表について必要な事項を定めた「阿賀野市長交際費の支出及び公表に関する要綱」（以下「本件要綱」という。）を施行し、それに基づいて執行している。

本件要綱は次のとおりである。

（趣旨）

第1条 この告示は、公正で透明な市政を推進し、市民の市政に対する理解と信頼を深めるため、市長の交際費（以下「市長交際費」という。）の支出及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（支出基準）

第2条 市長交際費は、次の区分に基づいて支出することができるものとする。この場合において、その支出金額は、社会通念上、妥当と認められる範囲内で支出するものとする。

- (1) 祝儀 記念式典、総会、行事等へのお祝いに係る支出
- (2) 会費 記念式典、総会、行事等への参加に係る支出
- (3) 弔慰 市政関係者等に対する香典、供花等に係る支出
- (4) 見舞い 市政関係者等に対する災害などによる見舞金に係る支出
- (5) 賛助金 公益性が認められる各種団体等が行う事業に係る支出
- (6) 贈答 市政運営上必要な相手への贈答に係る支出
- (7) その他

第3条以下 省略

[2] 監査委員の判断

監査対象事項である本件支出が違法または不当な公金の支出に該当するかに関して、次のとおり判断する。

「違法」とは、文字どおり法令の規定に違背することをいい、「不当」とは、違法ではないが行政上実質的に妥当性を欠くこと又は適当でないことをいう。「違法な公金の支出」とは法規に違背した支出の意であり（行政実例 昭和23年12月25日）、「不当な公金の支出」は、「支出そのものが不適当な場合、すなわち、額のいかんにかかわらず支出そのものが不適当な場合と、支出そのものは必ずしも不当ではないが、額が

不適當な場合の両方を含む」ものと解され、「例えば、理由もなく特定の団体に補助金を支出したり、時価より高い物品等を購入するような場合」が該当するとされる（新版 逐条解説地方自治法 第9次改訂版 p. 1045）。

本件支出は、市政関係者に対する香典及び供花料の支出である。香典の支出自体は、旧自治省通知において交際費支出の一例として例示されており、また本件要綱及び阿賀野市弔慰規程（内規）（以下「本件規程」という。）に基づいた支出であることから、支出そのものや額が不適當な場合に該当しないことは明らかである。

では、市長が参列しない葬儀に職員を通じて喪主に香典や供花等を渡すことが要綱に違反し、不当な公金の支出に該当するかについて検討する。

本件要綱の第1条は、市長交際費が合理的かつ必要最小限に留めた範囲と額で公正に執行されるとともに、執行状況の透明性を高めることを目的として執行及び公開に関する基準を定めるという趣旨規定であると考えられる。

支出の具体的な内容、方法等については第2条以下に定められているが、市長が葬儀に参列しないで香典等を職員を通じて喪主に届けさせることを禁止する規定はない。したがって本件要綱に反しているとは言えない。

交際費は対外的に活動する普通地方公共団体の行政執行のために必要な外部との交際上要する経費であることから、市長の都合がつかない場合などにほかの職員等が出席することは合理性がある。よって請求人の本件支出が違法または不当な支出であるという主張は認められない。

また、請求人は本件支出が公職選挙法に違反し、違法であると主張している。一般的には、これが予算に基づいてなされるものであり、また、市を代表して行っているものと認められるものは、公職の候補者等を名義人とする寄附とは認められないものと解され、この際に氏名を表示することは、公職選挙法第199条の3の場合と同様にその立法趣旨にかんがみ差し控えるのが適當としている（逐条解説 公職選挙法改訂版（中） p. 1578～1579）。

本件支出は市長交際費として市の予算に基づき支出されたものであり、かつ、阿賀野市代表としての市長の氏名を表示せず、団体名である「阿賀野市」のみ表示していることからしても、公職選挙法で禁止される寄附には該当しないため、請求人の主張は認められない。

[3] 結論

請求人による本件請求は理由がないと判断し、これを棄却する。

以上